

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第64号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

京都市共葬墓地の保繕料及び使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

1 保繕料

単 位	現 行	改 正 後
使用の許可を受けた墓地の面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,400円

2 使用料

区 分	使用料（1平方メートルにつき）	
	現 行	改 正 後
京都市若王子山墓地	80,000円	100,000円
京都市大日山墓地	100,000	125,000
京都市清水山墓地 京都市地藏山墓地 京都市住吉山墓地 京都市小谷墓地 京都市宝塔寺山墓地	120,000	150,000

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第64号

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例

京都市共葬墓地条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1,100円」を「1,400円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までをいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区 分	使用料（1平方メートルにつき）
京都市若王子山墓地	100,000 円
京都市大日山墓地	125,000
その他の墓地	150,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市共葬墓地条例第7条の規定は、平成21年度分の保繕料から適用し、平成20年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）